平成２１年（フ）第５３４号
岐阜市下川手57番地５
破産者　株式会社ウインズ
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第３２１号
静岡県田方郡函南町桑原577番地
破産者　有限会社加藤建設工業
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５３３号
静岡県沼津市岡一色280番地の１
破産者　株式会社八紘製作所
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
静岡県沼津市三園町13番30号
破産者　有限会社ワールドホーム
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４１０号
静岡県浜松市東区有玉北町1912番地、商業登記簿上の本店所在地静岡県浜松市北区都田町2870番地の１
破産者　株式会社マスダ技研
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第６２５号
滋賀県野洲市北2298、商業登記簿上の本店所在地滋賀県野洲市小南4248番地
破産者　株式会社近江ビルド
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第３５６号
岡山県玉野市玉６丁目29番６号
破産者　三宅　眞人
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８８号
岡山市中区乙多見38番地16
破産者　錦織　英治
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３号
栃木県真岡市清水689番地１
破産者　磯島　克美
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第７７１号
東京都大田区山王３丁目30番10号山王ハウス203、申立時住所静岡市葵区本通７丁目２番地の11　オレンジマンション３－Ｂ号
破産者　山田　　功
1　決定年月日　平成22年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１３３号
さいたま市緑区道祖土１丁目25番12号　永旺ビル501
破産者　伊東　満治
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８８号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2078番地26
破産者　加藤岡千枝子
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２９号
さいたま市北区植竹町２丁目69番地　植竹団地13―317
破産者　今村　　淳
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５５号
さいたま市緑区大字中尾2177番地
破産者　星　　奈美
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８２号
さいたま市北区吉野町２丁目208番地12　フカイコーポ202、旧住所さいたま市岩槻区大字末田1924番地１　株式会社大日電設
破産者　山本　弘一（旧姓沖村）
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
静岡市清水区八木間町829番地の４　シティハイツＹ．Ａ201、前住所静岡市清水区小島町903番地栗原団地３―401
破産者　高川　朱美
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５７２号
滋賀県彦根市大藪町21番地22メゾンインペリアル203号、開始決定時の住所滋賀県彦根市大藪町21番地22メゾンインペリアル205号、申立時の住所静岡市駿河区丸子5203―３　なかよし荘101号室
破産者　今泉　誠二
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５号
島根県鹿足郡吉賀町六日市822番地
破産者　森崎美紀江
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第６７号
島根県益田市須子町20番35号
破産者　三藤　直之
1　決定年月日　平成22年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部